

【1984年5月17日】医療保険制度の統合一元化や財政調整の考え方に反対する声明
健康保険組合連合会

声 明

健康保険法改正案の国会審議にからんで、各方面において医療保険制度の統合一元化や財政調整の論議が行われている。

わが国の医療保険は、職域保険と地域保険の二本建ての体系により成り立っているが、職域と地域とでは、就労や所得の態様がまったく異なっており、また所得把握についての大きな格差があること等、医療保険の適用条件に根本的な相異がある。この両者の統合や財政調整は、かかる実態を無視した単なる観念論にすぎず、かえって負担の公平に反する結果となる。

したがって、今後とも医療保険制度は、職域保険と地域保険との二本建てとし、それぞれにおいて整備・合理化をはかっていくべきである。

また、医療保険各制度の間においては、医療費適正化等の保険者の経営努力に大きな差があるが、制度間の統合一元化や財政調整は、その経営努力への意欲を喪失させ、制度運営の活力を失わせるものであって、国民医療費の一層の増大をもたらす結果となる。

医療保険制度の管理は効率性を確保することが極めて重要であり、そのためには、小集団による民主的な運営を基本とする健保組合方式によるべきである。

以上のような理由から、医療保険制度の統合一元化や財政調整の考え方には絶対反対するものである。

右 声明する。

昭和五十九年五月十七日

健康保険組合連合会

会長 西野 嘉一郎